

名証自規G第8号
平成17年4月1日

情報取扱責任者
株式事務担当責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

偽造株券発見時の事務対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は会社情報の適時適切な開示及び各種書類提出等の株式事務にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、当取引所上場会社の株券が精巧かつ大量に偽造され、複数の証券会社において多額の被害が生じるという事件が発生いたしました。その後、証券界におきましては、日本証券業協会に「偽造株券等対応検討ワーキンググループ」を設置し、偽造の未然防止や偽造株券等が発見された場合の迅速な連絡体制の構築等について協議を重ねて参りましたが、偽造株券の早期発見及び被害の未然防止・拡大回避のためには、上場会社各社の迅速な対応が不可欠でありますことから、下記のとおり偽造株券発見時の事務対応についてご案内いたしますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 真贋判定

偽造の疑いのある株券が発見された場合には、株式事務代行機関や株券印刷会社と連絡を取り合い、可及的速やかに真贋の判定を行ってください。

株券の偽造による一般投資者等の被害を最小限に食い止めるためには、株券の真贋判定がいかに短時間で行われるかが重要となりますので、株券の真贋判定を速やかに行えるよう、自社の株券の特徴（券面記載事項、すかし、多色細線模様等）を把握していただくよう、お願いいたします。

2. 警察への連絡

真贋判定の結果、偽造株券であることが判明した場合には、直ちに最寄の警察に連絡を行ってください。また、その際に、当取引所を通じた証券会社等への周知及び情報開示による投資者への周知を行う予定である旨を伝え、捜査への影響がないことをご確認ください。

3. 当取引所への連絡及び適時開示

当取引所への連絡

自社の偽造株券が発見された場合には、添付の様式により、偽造株券の特徴等を直ちに当取引所にご連絡ください（当取引所の連絡先は、末尾をご覧ください）。また、偽造株券の写し（表面及び裏面）をご提出くださいますよう、お願いいたします。当取引所では、偽造株券の特徴等について、証券会社や関連団体等へ注意喚起のための周知を行います。

適時開示

自社の偽造株券が発見された場合には、被害の未然防止・拡大回避の観点から、偽造株券の特徴等についてT D n e tを通じて適時開示していただきますようお願いいたします。

以 上

【偽造株券発見時の連絡先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ 上場監理担当
TEL：052-262-3174 FAX：052-264-4702
E-mail：syoken@nse.or.jp

別 添

平成 年 月 日（報告日）

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長

宛

会 社 名 _____ 印

代表者の
役職氏名 _____ 印

（コード番号 _____ 名証第 _____ 部）

偽造株券について

当社の偽造株券が発見されましたので、下記のとおり報告します。

記

1．発見経緯

2．持込人

3．券種及び枚数

4．偽造株券の特徴

（すかし、色合い、印刷状態（輪郭、模様）、紙質、サイズ等について記載してください。）

5．連絡警察署名等

（警察署名のほかに、担当者、連絡日時等についても記載してください。）

6．担当者名及び連絡先

（発行会社の担当者の所属・氏名及び連絡先電話番号を記載してください。）

7．その他特記事項

（持込時や発見後の状況、偽造株券の株券番号に関する事項、その他特筆すべきことがある場合に記載してください。）

以 上

* 偽造株券の写し（表面及び裏面）を添付してください。